

令和 8 年度岩手県外国人介護人材
受入支援研修等事業
業務委託

プロポーザル審査要領

令和 8 年 3 月

岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県外国人介護人材受入支援研修等事業業務委託」（以下「本委託」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本委託に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査規定に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目		評価の視点	配点
1	業務全般	目的及び事業内容を十分に理解した上での提案となっているか。	10
2	業務実施体制	提案内容を確実に遂行できる業務実施体制（人員等）が十分に確保されているか。	10
		適切なスケジュールが設定されているか。	10
		過去の同様・類似業務の実績から、質の高い業務を期待できるか。	10
3	提案内容	事業の周知方法は適切か。	10
		セミナー及び研修の内容に偏りがなく、必要事項（仕様書別表）を網羅したものとなっているか。	10
		セミナー及び研修の講師や事例紹介事業所の選定について具体的に示されているか。	10
		介護施設等が受入調整機関と効率的に相談・マッチングできる運営方法について具体的に示されているか。	10
		受入調整機関のパンフレットや介護施設等のエントリーシートの内容について具体的に示されているか。	10
4	費用の積算	積算内容は妥当か。	10
合 計			100

評 点	評 価
9、10点	非常に優れた提案である
7、8点	優れた提案である
5、6点	妥当である
3、4点	やや不十分である
1、2点	不十分である

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、書面審査により行うこととし、参加者によるプレゼンテーションは実施しない。
- (2) 委員会の委員は、「2 審査項目及び配点」に基づき、審査項目ごとに評点をつけるものとする。
- (3) (2)の評点の総得点の平均点により委託候補者の順位をつけるものとする。ただし、参加者の平均点が60点を越えないものは、委託候補者と選定しないものとする。
なお、平均点が同点の場合には、各項目で高い順位を多く得た者を上位者とする。